

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 5. 26

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

在外選挙無効投票と有効投票の判断基準

- ◎ 在外選挙は在外投票所に直接行って候補者の姓名、記号または政党の名称を投票用紙に書いて回送用封筒に入れて封緘した後、投票箱に入れなければなりません。

在外選挙人および国外不在者申告人は在外投票所に行って、区・市・郡選挙管理委員会が発送した投票用紙に大統領選挙と地域区国会議員選挙においては候補者の姓名や記号または所属政党の名称を、比例代表国会議員選挙では政党の名称やその記号を直接書く方法で投票しなければならず、投票用紙を区・市・郡選挙管理委員会が発送した回送用封筒に入れて封緘した後、投票箱に入れてこそ有効な投票用紙と認められます。

以下のような投票は無効です	以下のような投票は有効です
▶ 正規の投票用紙を使わないとき ▶ 正規の回送用封筒を使わないとき ▶ 回送用封筒が封緘されていないとき ▶ どの政党または候補者に投票したのか判断できないとき ▶ 在外投票所で投票しないとき ▶ 比例代表国会議員選挙の場合、候補者の姓名を書いたとき ⇒ 異なる政党の名称や記号を一緒に書いたときも無効	▶ 同じ政党の名称や記号または候補者の姓名を2回以上書いたとき ▶ 姓名・記号または政党の名称が一部違うように記されているが、どの政党または候補者に投票したのか明確なとき ▶ 回送用封筒に姓名・居所が記されていたり、サイン(印鑑)が捺印されたとき ▶ 在外選挙人が投票後、選挙日の投票開始前に死亡した場合のその在外選挙人の投票

選挙管理委員会は政治的中立と
公正な選挙管理を最優先しています